

第4次越谷市男女共同参画計画 後期実施計画

令和8年度～令和12年度（2026年度～2030年度）

令和8年（2026年）3月
越谷市

目次

第4次越谷市男女共同参画計画後期実施計画について	1
第4次越谷市男女共同参画計画体系図	2
重点項目	3
(1) 教育に関する施策の推進	
(2) あらゆる分野における女性の活躍の推進	
(3) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	
実施計画事業	
I-1 男女共同参画社会形成のための意識啓発	
(1) 広報・啓発の充実	9
(2) 性の多様性に関する理解の促進と支援	12
(3) 国際理解の推進	13
I-2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進	
(1) 学校等における男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進	14
II-3 女性の活躍の推進	
(1) 女性の人材育成と審議会等への登用の推進	16
(2) 女性の就業・起業のための支援	18
(3) ハラスメント対策の充実	20
II-4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	
(1) 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	21
(2) 家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進	22
III-5 地域社会における男女共同参画の推進	
(1) 男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の推進	27
(2) 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災の推進	28
(3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備	29
III-6 生涯を通じた心身の健康づくり	
(1) 男女の性と人権尊重の理解の推進	32
(2) こころとからだの相談等の充実	34
IV-7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援	
(1) 啓発活動の推進	36
(2) 相談支援体制の充実と被害者の安全確保	38
(3) 自立に向けた支援体制の充実	39
(4) 関係機関との連携強化	40
参考資料	
越谷市男女共同参画推進条例	43
越谷市男女共同参画推進条例施行規則	46

第4次越谷市男女共同参画計画後期実施計画について

1 計画の目的

この計画は、男女共同参画社会の実現を目指す第4次越谷市男女共同参画計画の基本計画（以下、「基本計画」という。）で示した市の男女共同参画施策の基本方針に基づき、基本計画において体系化したものを、事業として具体的に明らかにし、男女共同参画施策を着実かつ効果的に推進します。

2 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画推進条例の基本理念を踏まえた基本計画に基づき実施する具体的な事業を明らかにするとともに、第5次越谷市総合振興計画後期基本計画の第一期・第二期実施計画との整合を図りながら施策を推進します。

3 計画の期間

この計画の期間は、基本計画の計画期間（令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度））のうち、令和8年度～令和12年度までの5年間とします。

年度	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)	令和12年 (2030)
基本計画										
実施計画	前期									
	後期									

4 計画の対象事業

この計画は、基本計画における体系（基本目標・施策の方針・施策の方向）に基づき、実施すべきすべての事業を対象とします。

5 計画の構成

この計画は「重点項目」及び「実施計画事業」をもって構成します。

「重点項目」は、後期実施計画において特に重点的に行う内容や事業を示すことで市の方向性を明らかにするとともにその位置づけを明確にするものです。

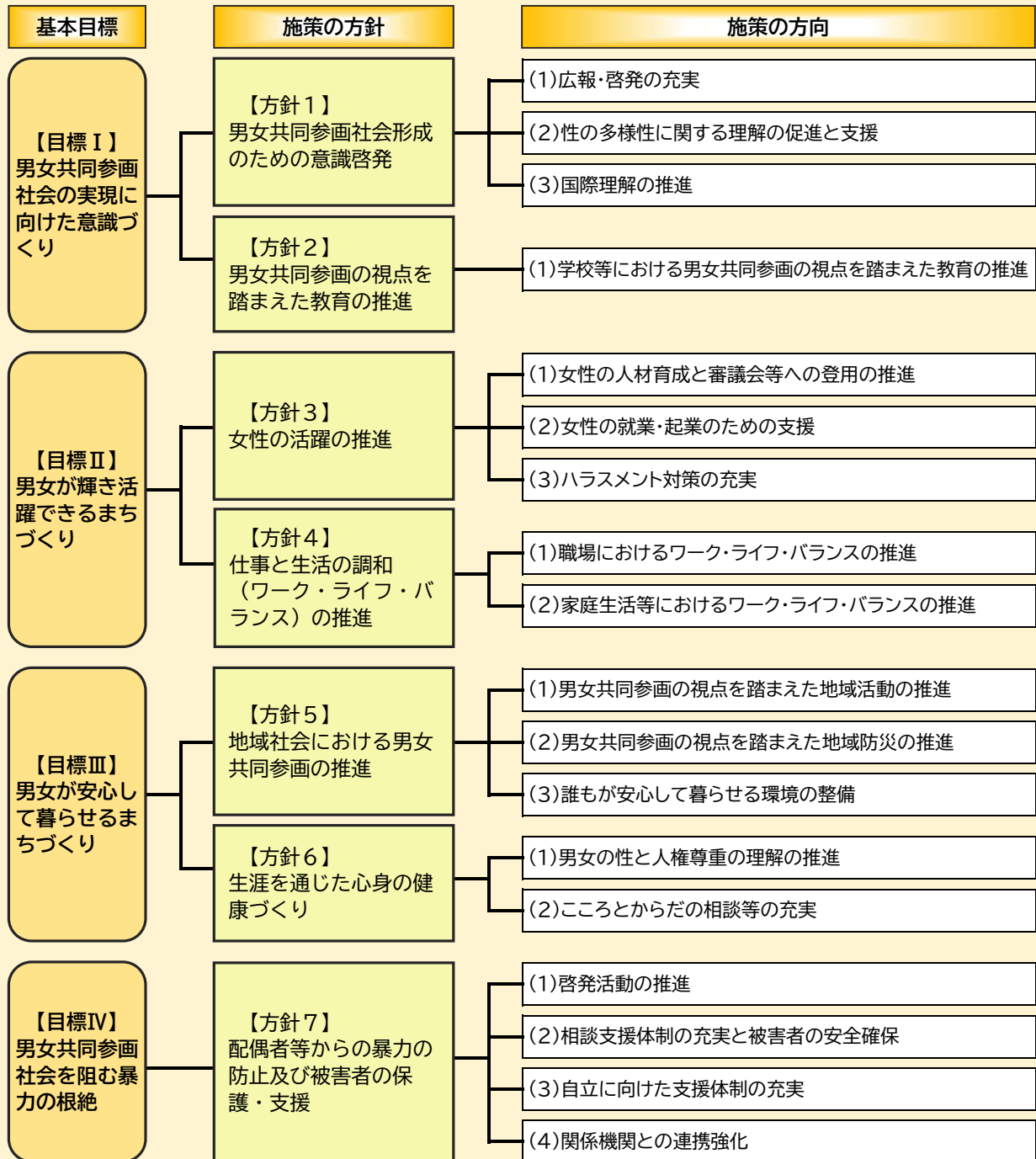
「実施計画事業」は、この計画において実施する事業（100事業）を具体的に示すものです。

第4次越谷市男女共同参画計画の体系図（令和3年度～令和12年度：10年間）

男女共同参画社会を進める

～誰もが自分らしく輝き、多様な生き方を認めあう社会をめざして～

一人ひとりが、個性と能力を十分に発揮し、自分らしく輝き、自分らしい生き方（Life:人生・生活・命）が尊重できる社会をめざします。



- ◆ 越谷市女性活躍推進計画
- ◆ 越谷市DV対策基本計画
- ◆ 越谷市困難女性支援基本計画 を含む

【重点項目】

国、県の男女共同参画の計画並びに社会経済状況の変化等を踏まえ、後期実施計画では、以下の3点を重点項目とし、積極的に取り組みます。

(1) 教育に関する施策の推進

性別による固定的役割分担意識は、幼少期の頃から家庭、地域、学校などあらゆる環境の影響を受けながら形成され、男女共同参画の推進を妨げる大きな要因となります。次代を担う子どもたちが性別に関わらず、多様な選択ができるよう男女共同参画の意識を育むため、教育関係者や保護者、子どもに対する意識啓発に取り組むことが重要です。

【今後の取り組み】

男女共同参画に関する意識の醸成を図るため、保護者や教職員、子どもたちに向けた啓発資料の配付、教職員等への研修を行うとともに、児童生徒の個性と能力を活かしたキャリア教育に取り組みます。

(2) あらゆる分野における女性の活躍の推進

政策・方針の決定過程や様々な職種において、多様な意見を取り入れるために、これまで以上に女性の社会参画が求められています。

また、働くことを希望する全ての人が、その能力を十分に発揮できるよう仕事と生活の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスやハラスメント防止について意識啓発に取り組むことが重要です。

【今後の取り組み】

政策・方針の決定過程における男女共同参画の推進として、審議会等の女性の登用推進に取り組みます。改選の前に、所管課と事前協議を行い、女性の登用について積極的に要請します。

そのほか、社会への参画を希望する女性が活躍できるよう、就職や創業の支援を行います。

また、働く場において全ての人が個性と能力を十分に発揮できるよう、ハラスメント防止のための啓発や、ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができるよう意識啓発をするとともに、育児や介護などとの両立支援に取り組みます。

(3) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

暴力（DV、デートDV）、性犯罪・性暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント等あらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、個人の尊厳を踏みにじり、安全・安心な暮らしを妨げる大きな要因となっています。

ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けて、暴力防止対策や被害者に対する関係機関と連携した支援などが重要です。

【今後の取り組み】

「配偶者暴力相談支援センター」を中心に、相談や支援のコーディネートなどを行うとともに、庁内の関係機関と連携したワンストップ支援を行うなど、支援の拡充に努めていきます。

また、市内の大学や成人式の参加者に啓発資料を配付し、若年者にデートDV防止の啓発を図るなど、未然防止のため意識啓発に努めます。

DV被害者の問題解決や自立支援に向けて適切な対応や二次的被害の防止を図るため、職務関係者へ向け研修を行います。

実施計画事業

【後期実施計画事業一覧】

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり			
施策の方針1 男女共同参画社会形成のための意識啓発			
施策の方向(1) 広報・啓発の充実			
1	男女共同参画推進に関する総合的な情報提供のための講座の実施	男女共同参画支援センター	P9
2	男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画支援センター	P9
3	男女共同参画情報を選択・判断する力を育成するための講座等の実施	男女共同参画支援センター	P9
4	男女共同参画推進のための情報発信	市長公室 人権・男女共同参画推進課 男女共同参画支援センター	P9
5	男女共同参画推進のための出前講座等の実施	男女共同参画支援センター	P10
6	市の男女共同参画週間に合わせた事業の実施	男女共同参画支援センター	P10
7	市民や登録団体等との協働による事業の実施	男女共同参画支援センター	P10
8	男女共同参画に関する図書を活用した事業の実施	男女共同参画支援センター	P10
9	ジェンダーの視点を踏まえた刊行物等作成のための啓発	市長公室 人権・男女共同参画推進課	P11
10	市民への男女共同参画苦情処理委員の周知	 市長公室 人権・男女共同参画推進課	P11
11	職員に対する男女共同参画の啓発	総務部 人事課	P11
施策の方向(2) 性の多様性に関する理解の促進と支援			
12	性の多様性に関する理解促進のための講座等の実施	男女共同参画支援センター	P12
13	性の多様性に関する理解促進のための職員研修の実施	市長公室 人権・男女共同参画推進課	P12
14	パートナーシップ宣誓制度・ファミリーシップ制度	市長公室 人権・男女共同参画推進課	P12
施策の方向(3) 国際理解の促進			
15	国際的な動向についての情報提供	市長公室 人権・男女共同参画推進課	P13
施策の方針2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進			
施策の方向(1) 学校等における男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進			
16	幼少期からのジェンダーバイアスを解消するための講座等の開催	男女共同参画支援センター	P14
17	保護者に向けた啓発資料の配付	市長公室 人権・男女共同参画推進課	P14
18	教職員に向けた啓発資料の配付	市長公室 人権・男女共同参画推進課	P14
19	若年層に向けた男女共同参画推進条例リーフレットの配付	市長公室 人権・男女共同参画推進課	P14
20	教職員への男女共同参画に関する研修会の実施	学校教育部 指導課	P15
21	キャリア教育の推進	学校教育部 指導課	P15
基本目標Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり			
施策の方針3 女性の活躍の推進			
施策の方向(1) 女性の人材育成と審議会等への登用の推進			
22	審議会等における女性の登用推進のための講座等の開催	 男女共同参画支援センター	P16
23	審議会等への女性の登用推進	 市長公室 人権・男女共同参画推進課	P16
24	男女共同参画チャレンジリスト登録者への情報提供	 市長公室 人権・男女共同参画推進課	P16
25	女性職員の人材育成・登用促進	 総務部 人事課	P16
26	女性消防吏員の活躍支援事業	 消防局 消防総務課	P17

施策の方向（２） 女性の就業・起業のための支援			
27	女性のための就職支援セミナー	女活	環境経済部 経済振興課 P18
28	女性の就業支援事業	女活	環境経済部 経済振興課 P18
29	女性創業者の育成支援	女活	環境経済部 経済振興課 P18
30	女性の起業支援に関する講座等の開催	女活	男女共同参画支援センター P18
31	家族経営協定の推進	女活	環境経済部 農業振興課 P19
32	女性の農業従事者支援	女活	環境経済部 農業振興課 P19
施策の方向（３） ハラスメント対策の充実			
33	就労に関する法制度や職場におけるハラスメントに関する講座等の開催	女活	男女共同参画支援センター P20
34	ワーク・ライフ・バランスやハラスメント防止の普及・啓発	女活	市長公室 人権・男女共同参画推進課 P20
35	職員に対するハラスメント対策の充実	女活	総務部 安全衛生管理課 P20
施策の方針4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進			
施策の方向（１） 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進			
36	事業者を対象とした男女共同参画に関する講座等の実施	女活	男女共同参画支援センター P21
37	男性職員の育児休業取得のための啓発	女活	総務部 人事課 P21
施策の方向（２） 家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進			
38	男性視点で考える男女共同参画推進のための講座等の実施	女活	男女共同参画支援センター P22
39	育児・介護等と仕事の両立支援のための講座等の実施	女活	男女共同参画支援センター P22
40	育児期の女性の就労継続を支援する講座等の開催	女活	男女共同参画支援センター P22
41	障がい者介護支援	女活 困難	福祉部 障害福祉課 P22
42	障がい児介護支援	女活 困難	こども家庭部 こども福祉課 P23
43	高齢者介護支援	女活 困難	高齢介護部 地域包括ケア課 P23
44	父親サロンの開催	女活	こども家庭部 こども政策課 P23
45	一時預かりの実施	女活 困難	こども家庭部 保育支援課 P23
46	保育所運営(市立)	女活 困難	こども家庭部 保育施設課 P24
47	延長保育の実施	女活 困難	こども家庭部 保育支援課 P24
48	病児等保育の実施	女活 困難	こども家庭部 保育支援課 P24
49	保育所(園)入所(園)事業(私立等)	女活 困難	こども家庭部 保育支援課 P24
50	学童保育室運営	女活 困難	こども家庭部 保育施設課 P25
51	父親を対象とした子育て講座の開催	女活	こども家庭部 児童館コスモス P25
52	父親を対象とした子育て講座の開催	女活	こども家庭部 児童館ヒマワリ P25
53	両親学級の開催	女活	こども家庭部 こども家庭センター P25
54	男性の生活自立能力開発のための講座の開催	女活	保健医療部 健康づくり推進課 P26

基本目標Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり

施策の方針5 地域社会における男女共同参画の推進

施策の方向(1) 男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の推進

55	民生委員・児童委員等への意識啓発	困難	福祉部 福祉総務課	P27
----	------------------	----	-----------	-----

56	ファミリーサポートセンター事業の充実	困難	こども家庭部 こども政策課	P27
----	--------------------	----	---------------	-----

施策の方向(2) 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災の推進

57	防災活動における男女共同参画の啓発	女活	男女共同参画支援センター	P28
----	-------------------	----	--------------	-----

58	防災活動における女性の参画促進	女活	危機管理室 危機管理室	P28
----	-----------------	----	-------------	-----

59	防災備蓄品における女性への配慮	困難	危機管理室 危機管理室	P28
----	-----------------	----	-------------	-----

60	女性消防団員の防災活動	女活	消防局 警防課	P28
----	-------------	----	---------	-----

施策の方向(3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

61	困難を抱える女性を支援するための講座等の実施	困難	市長公室 男女共同参画支援センター	P29
----	------------------------	----	-------------------	-----

62	外国人市民のための情報提供	DV 困難	市民協働部 市民活動支援課	P29
----	---------------	-------	---------------	-----

63	生活困窮者自立支援制度による支援	DV 困難	福祉部 生活福祉課	P29
----	------------------	-------	-----------	-----

64	障がい者福祉制度による支援	困難	福祉部 障害福祉課	P29
----	---------------	----	-----------	-----

65	介護(予防)サービス事業の実施	困難	高齢介護部 介護保険課	P30
----	-----------------	----	-------------	-----

66	介護保険に関する情報提供		高齢介護部 介護保険課	P30
----	--------------	--	-------------	-----

67	母子生活支援施設への入所	困難	こども家庭部 こども家庭センター	P30
----	--------------	----	------------------	-----

68	母子家庭等の就労支援	困難	こども家庭部 こども福祉課	P30
----	------------	----	---------------	-----

69	母子家庭等の生活支援	困難	こども家庭部 こども福祉課	P31
----	------------	----	---------------	-----

施策の方針6 生涯を通じた心身の健康づくり

施策の方向(1) 男女の性と人権尊重の理解の推進

70	性と生殖に関する健康と権利についての講座等の開催	困難	男女共同参画支援センター	P32
----	--------------------------	----	--------------	-----

71	生涯を通じた女性の健康に関する講座の開催	困難	保健医療部 健康づくり推進課	P32
----	----------------------	----	----------------	-----

72	女性特有の疾病の予防・啓発(乳がん)	困難	保健医療部 健康づくり推進課	P32
----	--------------------	----	----------------	-----

73	女性特有の疾病の予防・啓発(子宮頸がん)	困難	保健医療部 健康づくり推進課	P32
----	----------------------	----	----------------	-----

74	男性特有の疾病の予防・啓発(前立腺がん)		保健医療部 健康づくり推進課	P33
----	----------------------	--	----------------	-----

75	思春期保健講座の開催	困難	こども家庭部 こども家庭センター	P33
----	------------	----	------------------	-----

施策の方向(2) ところとからだの相談等の充実

76	女性相談の実施	DV 困難	市長公室 人権・男女共同参画推進課	P34
----	---------	-------	-------------------	-----

77	男性相談の実施		市長公室 人権・男女共同参画推進課	P34
----	---------	--	-------------------	-----

78	女性のための法律相談の実施	DV 困難	市長公室 人権・男女共同参画推進課	P34
----	---------------	-------	-------------------	-----

79	人権相談の実施	困難	市長公室 人権・男女共同参画推進課	P34
----	---------	----	-------------------	-----

80	精神保健福祉相談の実施	困難	保健医療部 こころの健康支援室	P35
----	-------------	----	-----------------	-----

81	自殺予防普及啓発の実施	困難	保健医療部 こころの健康支援室	P35
----	-------------	----	-----------------	-----









基本目標Ⅳ 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶

施策の方針7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援







施策の方向(1) 啓発活動の推進

82	デートDV防止に関する講座等の実施	 	男女共同参画支援センター	P36
83	デートDV防止の啓発	 	市長公室 人権・男女共同参画推進課	P36
84	市民を対象としたDV防止に関する講座の実施	 	市長公室 人権・男女共同参画推進課 男女共同参画支援センター	P36
85	広報紙及びホームページによるDV防止の啓発	 	市長公室 人権・男女共同参画推進課	P36
86	DV・児童虐待発見のための保健医療従事者に対する意識啓発	 	市立病院 庶務課	P37

施策の方向(2) 相談支援体制の充実と被害者の安全確保

87	DV相談窓口の周知	 	市長公室 人権・男女共同参画推進課	P38
88	DV相談の実施	 	市長公室 人権・男女共同参画推進課	P38
89	DVに関する法律相談の実施	 	市長公室 人権・男女共同参画推進課	P38
90	女性の保護・支援	 	こども家庭部 こども家庭センター	P38




施策の方向(3) 自立に向けた支援体制の充実

91	DV・女性相談による関係機関等への同行支援	 	市長公室 人権・男女共同参画推進課	P39
92	犯罪被害者等への支援	 	危機管理室 危機管理室	P39
93	住民基本台帳事務における支援措置	 	市民協働部 市民課	P39

施策の方向(4) 関係機関との連携強化




94	二次的被害防止のための職員研修の実施	 	市長公室 人権・男女共同参画推進課	P40
95	相談員の資質向上のための研修等の参加	 	市長公室 人権・男女共同参画推進課	P40
96	DV被害者支援のための情報連携	 	市長公室 人権・男女共同参画推進課	P40
97	庁内の連携強化	 	市長公室 人権・男女共同参画推進課	P40
98	関係機関との連携強化	 	市長公室 人権・男女共同参画推進課	P41
99	県主催のDV被害者支援研修の受講	 	こども家庭部 こども家庭センター	P41
100	DV防止対策と児童虐待防止対策との連携強化	 	こども家庭部 こども家庭センター	P41

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 施策の方針 1 男女共同参画社会形成のための意識啓発
 施策の方向 (1) 広報・啓発の充実

 越谷市女性活躍推進計画関係事業
 越谷市DV対策基本計画関係事業
 越谷市困難女性支援基本計画関係事業




1	事業名	男女共同参画推進に関する総合的な情報提供のための講座の実施				所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
男女共同参画に関する理解を深めるための意識啓発を図る。			男女共同参画に関する基礎的な知識を深めるための講座等を行う。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
満足度	満足度＝満足・ほぼ満足の回答者数／アンケート回答者数×100	82%	90%	90%	90%	90%	90%
2	事業名	男女共同参画情報誌の発行				所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
男女共同参画に関する情報をわかりやすく発信することで、意識啓発、理解促進を図る。			定期的に男女共同参画情報誌を発行する。毎回テーマを定めた特集を掲載する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
発行回数	年間発行回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回
3	事業名	男女共同参画情報を選択・判断する力を育成するための講座等の実施				所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
インターネット、スマートフォンなど多様化するメディアから発信されるジェンダーに関する情報を適切に見極め、判断する力を身につける。			正しい情報を見極めるための力を養うための講座等を行う。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
満足度	満足度＝満足・ほぼ満足の回答者数／アンケート回答者数×100	84%	90%	90%	90%	90%	90%
4	事業名	男女共同参画推進のための情報発信				所管課所	人権・男女共同参画推進課 男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
男女共同参画に関する理解を深めるための意識啓発を図る。			パネル展等により男女共同参画推進のための集中的な情報発信を行う。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
実施回数	情報発信の実施回数	7回	9回	9回	9回	9回	9回




基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 施策の方針 1 男女共同参画社会形成のための意識啓発
 施策の方向 (1) 広報・啓発の充実

 越谷市女性活躍推進計画関係事業
 越谷市DV対策基本計画関係事業
 越谷市困難女性支援基本計画関係事業




5	事業名	男女共同参画推進のための出前講座等の実施				所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
男女共同参画に関する理解を深めるための意識啓発を図る。			地域の方に男女共同参画に対する関心を深めてもらうため、地区センター等に出向き講座等を実施する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
実施回数	男女共同参画支援センター以外における講座、パネル展等の実施回数	7回	6回	6回	6回	6回	6回
6	事業名	市の男女共同参画週間に合わせた事業の実施				所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
市の男女共同参画週間に合わせて市民団体等と協働で男女共同参画の推進を図る。			市の男女共同参画週間に合わせて、男女共同参画に関する集中的な啓発を行うため、登録団体その他の市民団体と協働で講座等を実施する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
満足度	満足度＝満足・ほぼ満足の回答者数／アンケート回答者数×100 (アンケートがとれた事業の平均)	-	90%	90%	90%	90%	90%
7	事業名	市民や登録団体等との協働による事業の実施				所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
市民や市民団体等への支援を行い、協働して男女共同参画の推進を図る。			市民や市民団体等へ男女共同参画に関する事業を実施するための支援を行い、協働により講座等を開催する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
実施事業数	市民や市民団体等へ支援を行い、開催された講座等の数	12回	12回	12回	12回	12回	12回
8	事業名	男女共同参画に関する図書を活用した事業の実施				所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
男女共同参画に関する理解を深めるための意識啓発を図る。			男女共同参画支援センターの所蔵図書を活用した事業を実施する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
実施事業数	男女共同参画支援センターの所蔵図書を活用した事業を実施した数	6回	6回	6回	6回	6回	6回

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 施策の方針 1 男女共同参画社会形成のための意識啓発
 施策の方向 (1) 広報・啓発の充実

 越谷市女性活躍推進計画関係事業
 越谷市DV対策基本計画関係事業
 越谷市困難女性支援基本計画関係事業

9	事業名	ジェンダーの視点を踏まえた刊行物等作成のための啓発				所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
性別に基づく固定観念に捉われない刊行物等が作成できるよう意識啓発を図る。			ジェンダーの視点を踏まえた刊行物等作成のガイドラインを作成するとともに、ガイドラインに沿って刊行物等が作成されるよう周知を行う。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
周知回数	ジェンダーの視点を踏まえた刊行物等作成が行われるよう周知をした数	4回	4回	4回	4回	4回	4回
10	事業名	市民への男女共同参画苦情処理委員の周知				所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
男女共同参画の推進に関する市の施策や、男女共同参画の推進を妨げる事案に対して、市民が必要なときにいつでも苦情の申し出ができるように、苦情処理委員の周知を図る。			広報紙やホームページに男女共同参画苦情処理委員の情報を掲載するほか、随時チラシ等を用いて苦情処理委員の周知を行う。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
周知回数	広報紙やホームページ等で周知を行った数	3回	3回	3回	3回	3回	3回
11	事業名	職員に対する男女共同参画の啓発				所管課所	人事課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
男女がともに能力を發揮できる職場環境を形成するため、男女共同参画に関する研修を実施することにより市職員の理解を深め、意識啓発を図る。			男女共同参画に関する研修を実施する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
理解度	理解度＝理解できた・ほぼ理解できたの回答者数／アンケート回答者数×100	84%	100%	100%	100%	100%	100%

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 施策の方針 1 男女共同参画社会形成のための意識啓発
 施策の方向 (2) 性の多様性に関する理解の促進と支援

 越谷市女性活躍推進計画関係事業
 越谷市DV対策基本計画関係事業
 越谷市困難女性支援基本計画関係事業




12	事業名	性の多様性に関する理解促進のための講座等の実施				所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
性の多様性に関する理解を深めるとともに、互いに尊重し合う意識の醸成を図る。			性の多様性に関する理解を深めるための講座等を行う。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
満足度	満足度＝満足・ほぼ満足の回答者数／アンケート回答者数×100	92%	90%	90%	90%	90%	90%
13	事業名	性の多様性に関する理解促進のための職員研修の実施				所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
市職員が性の多様性に関する正しい認識を深め、窓口等において、性的少数者に配慮した対応ができるよう、意識啓発を図る。			性的少数者への理解を深める研修を実施する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
理解度	理解度＝理解できた・ほぼ理解できたの回答者数／アンケート回答者数×100	100%	100%	100%	100%	100%	100%
14	事業名	パートナーシップ宣誓制度・ファミリーシップ制度				所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
パートナー関係にあるふたりの双方または一方が性的少数者であることにより、法的な婚姻関係、家族関係が認められないために生じる生活上の困難を少しでも解消できるよう支援を行う。			申し出により、パートナーシップ宣誓を受けたことを証する証明書、カードを交付する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
受理件数(延べ)	制度運用開始(R3)から宣誓受理した延べ件数。目標値の設定は、事業の内容からなじまない。	22件	-	-	-	-	-

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 施策の方針 1 男女共同参画社会形成のための意識啓発
 施策の方向 (3) 国際理解の推進

女 性	越谷市女性活躍推進計画関係事業
D V	越谷市DV対策基本計画関係事業
困 難	越谷市困難女性支援基本計画関係事業




15	事業名	国際的な動向についての情報提供				所管課所	人権・男女共同参画推進課				
男女共同参画の視点からの事業目的			手段								
男女共同参画の取り組みは国際的な動向と密接に連動しているため、国際的な動向についての情報を市民に提供し、男女共同参画に関する意識啓発、理解促進を図る。			男女共同参画に関する国際的な動向について、情報提供を行う。								
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標				
実施回数	講座、パネル展等による情報提供の回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回				

基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 施策の方針 2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進
 施策の方向 (1) 学校等における男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進

 越谷市女性活躍推進計画関係事業
 越谷市DV対策基本計画関係事業
 越谷市困難女性支援基本計画関係事業




16	事業名	幼少期からのジェンダーバイアスを解消するための講座等の開催			所管課所	男女共同参画支援センター	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
<p>子どもたちが幼少期からジェンダー平等の意識を持ち、将来の可能性を広げられるよう、保護者に対する意識啓発を行う。</p>			<p>保護者に向けて、ジェンダーバイアスにとらわれない子育て・教育ができるよう意識啓発するための講座等を開催する。</p>				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
満足度	満足度 = 満足・ほぼ満足の回答者数 / アンケート回答者数 × 100	88%	90%	90%	90%	90%	90%
17	事業名	保護者に向けた啓発資料の配付			所管課所	人権・男女共同参画推進課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
<p>家庭で男女共同参画の視点に基づいた教育が行われるよう、保護者に男女共同参画に関する意識啓発を行う。</p>			<p>保育所(4歳クラス)、小学校3年生、中学校1年生の子を持つ保護者全員に男女共同参画意識の啓発資料を配付する。</p>				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
配付回数	子どもの保護者への配付回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
18	事業名	教職員に向けた啓発資料の配付			所管課所	人権・男女共同参画推進課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
<p>男女共同参画の視点を踏まえた学校教育が行われるよう、教職員の男女共同参画に関する理解をさらに深める。</p>			<p>市立の小中学校教職員全員に、男女共同参画意識の啓発資料を配付する。</p>				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
配付回数	教職員への配付回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
19	事業名	若年層に向けた男女共同参画推進条例リーフレットの配付			所管課所	人権・男女共同参画推進課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
<p>子どもの頃から男女共同参画に関する意識を高められるよう、若年層に男女共同参画に関する意識啓発を行う。</p>			<p>小学6年生全員に市の男女共同参画推進の基本的な考え方である「越谷市男女共同参画推進条例」のリーフレットを配付する。</p>				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
配付回数	小学校6年生への配付回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 施策の方針 2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進
 施策の方向 (1) 学校等における男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進

 越谷市女性活躍推進計画関係事業
 越谷市DV対策基本計画関係事業
 越谷市困難女性支援基本計画関係事業

20	事業名	教職員への男女共同参画に関する研修会の実施				所管課所	指導課		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段					
男女共同参画の視点を踏まえた学校教育が行われるよう、教職員に男女共同参画に関する意識啓発、理解促進を図る。				教職員に向けて男女共同参画に関する研修会を行う。					
指標	指標の説明			令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
理解度	理解度＝理解できた・ほぼ理解できたの回答者数／アンケート回答者数×100			100%	100%	100%	100%	100%	100%
21	事業名	キャリア教育の推進				所管課所	指導課		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段					
児童生徒に、性別による固定的役割分担にとられないキャリア形成ができるよう、男女共同参画に関する意識啓発を図る。				キャリア教育を実践するため、中学校ではさまざまな職業についての調査・体験、小学校では地域の方との交流などを行う。					
指標	指標の説明			令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
実施率	キャリア教育の実施率 実施した学校／市内小中学校×100			100%	100%	100%	100%	100%	100%

基本目標 II 男女が輝き活躍できるまちづくり
 施策の方針 3 女性の活躍の推進
 施策の方向 (1) 女性の人材育成と審議会等への登用の推進

 越谷市女性活躍推進計画関係事業
 越谷市DV対策基本計画関係事業
 越谷市困難女性支援基本計画関係事業

22	事業名	審議会等における女性の登用推進のための講座等の開催	女活	所管課所	男女共同参画支援センター		
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
女性の活躍を推進するための意識啓発を行い、審議会等における女性の参画推進を図る。			審議会等への女性の参画を推進するための講座等を開催する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
満足度	満足度 = 満足・ほぼ満足の回答者数 / アンケート回答者数 × 100	96%	90%	90%	90%	90%	90%
23	事業名	審議会等への女性の登用推進	女活	所管課所	人権・男女共同参画推進課		
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
審議会等の所管課において、女性の登用が適正に検討されるよう働きかけを行い、女性委員の登用率向上を図る。			行政推進会議及び幹事会で全庁的に働きかけを行う。審議会委員の改選時期に合わせて、女性の登用について各課に対して個別に働きかけを行う。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
女性の登用率	法令等審議会・要綱等協議会における女性登用率 女性委員 / 委員数 × 100 (国の目標値: 40%以上60%以下)	35.4%	40%	40%	40%	40%	40%
24	事業名	男女共同参画チャレンジリスト登録者への情報提供	女活	所管課所	人権・男女共同参画推進課		
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
市の施策に多様な意見が反映されるよう、審議会等の人材リストを作成し、登録者に情報提供を行うことで、女性委員の登用率向上を図る。			審議会への女性の参画を支援するための講座受講者等のうち、希望者にチャレンジリストに登録してもらい、公募委員を募集する各審議会の情報を提供する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
新規登録者数	年度ごとの新規登録者数	6人	6人	6人	6人	6人	6人
25	事業名	女性職員の人材育成・登用促進	女活	所管課所	人事課		
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
政策決定過程における男女共同参画を推進するため、行政内部においても、女性人材の能力開発、登用を促進する。			女性職員を対象としたエンパワーメント研修等を実施する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
管理職に占める女性職員の割合	当該年度の翌年度4月1日現在の管理職(副課長級以上)に占める女性職員の割合	22.9%	25.0%	25.5%	26.0%	26.5%	27.0%

基本目標 II 男女が輝き活躍できるまちづくり
 施策の方針 3 女性の活躍の推進
 施策の方向 (1) 女性の人材育成と審議会等への登用の推進

女	越谷市女性活躍推進計画関係事業
D	越谷市DV対策基本計画関係事業
図	越谷市困難女性支援基本計画関係事業

26	事業名	女性消防吏員の活躍支援事業	女活	所管課所	消防総務課		
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
女性消防吏員の能力や多様性を尊重し、性別にかかわらず誰もが活躍できる職場づくりを推進し、組織の活性化を図る。			女性消防吏員の執務環境を改善し、職務の継続を支援するために、柔軟な職域の拡大や研修機会の充実を図る。さらに、これらの取り組みを広報することにより、女性消防吏員の採用につなげる。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
消防吏員全体に占める女性の割合	当該年度の4月1日現在の消防吏員全体に占める女性の割合	6.3%	6.3%	6.6%	6.6%	6.9%	7%

基本目標 II 男女が輝き活躍できるまちづくり
 施策の方針 3 女性の活躍の推進
 施策の方向 (2) 女性の就業・起業のための支援

女 越谷市女性活躍推進計画関係事業
 D 越谷市DV対策基本計画関係事業
 図 越谷市困難女性支援基本計画関係事業

27	事業名	女性のための就職支援セミナー	女活	所管課所	経済振興課						
男女共同参画の視点からの事業目的			手段								
女性の就職へ向けた能力向上等を支援し、さらなる活躍の推進と働き手の確保を図る。			就業や職業に関する能力開発を支援するため、就職希望者を対象に、キャリア形成につながる各種セミナーを実施する。								
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標				
満足度	満足度＝良かったの回答者数／アンケート回答者数×100 (アンケートを実施し、セミナーに対する満足度とともに要望や意見を伺う。)	86.8%	90%	90%	90%	90%	90%				
28	事業名	女性の就業支援事業	女活	所管課所	経済振興課						
男女共同参画の視点からの事業目的			手段								
女性の就職支援の一環として専門のキャリアコンサルタントを配置、就職に向けたきめ細かな総合的カウンセリングを実施し、早期就職の促進を図る。			委託事業としてキャリアコンサルタントを配置し、個別にカウンセリングを実施する。								
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標				
相談終了者の就職率(累計)	女性の相談終了者数のうち、就職した数の割合(令和3年度からの累計)	27.3%	34%	37%	40%	43%	46%				
29	事業名	女性創業者の育成支援	女活	所管課所	経済振興課						
男女共同参画の視点からの事業目的			手段								
女性の創業を促進し、新たな産業や雇用の創出及び市内産業の振興を図る。			女性の創業希望者や創業間もない方を対象に創業相談及び創業支援セミナーを実施する。また、創業に係る費用の補助を行う。								
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標				
創業を実現した女性の割合	市の支援(相談、セミナー、補助金)を受けて創業した方のうち女性創業者の割合	35.1%	40%	40%	40%	40%	40%				
30	事業名	女性の起業支援に関する講座等の開催	女活	所管課所	男女共同参画支援センター						
男女共同参画の視点からの事業目的			手段								
女性が主体的に能力を発揮できる力をつけるための学習機会を提供し、起業を視野に入れた女性の能力向上を図る。			女性が企業で働くだけでなく、起業する、NPOを立ち上げるなど、多様な働き方の選択ができるようなワークショップを中心とした講座等を開催する。								
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標				
満足度	満足度＝満足・ほぼ満足の回答者数／アンケート回答者数×100	99%	90%	90%	90%	90%	90%				

基本目標 II 男女が輝き活躍できるまちづくり
 施策の方針 3 女性の活躍の推進
 施策の方向 (2) 女性の就業・起業のための支援

女	越谷市女性活躍推進計画関係事業
D	越谷市DV対策基本計画関係事業
図	越谷市困難女性支援基本計画関係事業

31	事業名	家族経営協定の推進	女活	所管課所	農業振興課			
男女共同参画の視点からの事業目的			手段					
市内で農業を営む世帯における女性従事者の労働環境を向上させる。			農業を営む家族間の話し合いのもとで共同経営環境の取り決めをする「家族経営協定」の普及拡大のため、農家への戸別訪問による啓発パンフレットの配布や制度説明、農業団体へのPRなどを行う。					
指標	指標の説明		令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
周知回数	農業者団体の会議等で周知を行った回数		1回	1回	1回	1回	1回	1回

32	事業名	女性の農業従事者支援	女活	所管課所	農業振興課			
男女共同参画の視点からの事業目的			手段					
市内の農業に携わる女性組織の活動を支援し、農業における女性の地位向上や経営参画推進を図る。			JA越谷市女性部へ補助金を交付し、農業経営に関する講座及び先進事例の研究、地域交流活動などを支援する。					
指標	指標の説明		令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
講座等の実施回数	JA越谷市女性部が、先進事例の研究や女性の農業経営、地域交流などに関する事業を実施した回数。 目標値については、市が実施主体ではないため設定できない。		1回	-	-	-	-	-

基本目標 II 男女が輝き活躍できるまちづくり
 施策の方針 3 女性の活躍の推進
 施策の方向 (3) ハラスメント対策の充実

女	越谷市女性活躍推進計画関係事業
D	越谷市DV対策基本計画関係事業
図	越谷市困難女性支援基本計画関係事業




33	事業名	就労に関する法制度や職場におけるハラスメントに関する講座等の開催	女活	所管課所	男女共同参画支援センター		
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
就労に関する法制度や職場におけるハラスメントについて普及・啓発を図る。			配偶者控除、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法など、就労に関する法制度、職場におけるハラスメントについて講座等を開催する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
満足度	満足度＝満足・ほぼ満足の回答者数／アンケート回答者数×100	100%	90%	90%	90%	90%	90%
34	事業名	ワーク・ライフ・バランスやハラスメント防止の普及・啓発	女活	所管課所	人権・男女共同参画推進課		
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
市内の事業者に向け、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)やハラスメント防止について普及・啓発を図る。			ワーク・ライフ・バランス、ハラスメント防止に関するリーフレットを市内事業者に配付する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
配付回数	市内事業者への配付回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
35	事業名	職員に対するハラスメント対策の充実	女活	所管課所	安全衛生管理課		
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
ハラスメントのない、男女がともに能力を発揮できる職場環境を形成するため、職員に対する意識啓発を図る。			ハラスメントに関する研修等を実施する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
理解度	理解度＝理解できた・ほぼ理解できたの回答者数／アンケート回答者数×100	99.8%	100%	100%	100%	100%	100%

基本目標 II 男女が輝き活躍できるまちづくり
 施策の方針 4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
 施策の方向 (1) 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

女	越谷市女性活躍推進計画関係事業
D	越谷市DV対策基本計画関係事業
活	越谷市困難女性支援基本計画関係事業

36	事業名	事業者を対象とした男女共同参画に関する講座等の実施	女活	所管課所	男女共同参画支援センター		
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
事業者に男女共同参画意識の普及・啓発を図り、職場における男女共同参画を推進する。			事業者を対象として、ワーク・ライフ・バランスなどに関する講座等を実施する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
満足度	満足度＝満足・ほぼ満足の回答者数／アンケート回答者数×100	100%	90%	90%	90%	90%	90%
37	事業名	男性職員の育児休業取得のための啓発	女活	所管課所	人事課		
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
子育て中の男性職員が子育てに関する休暇等を積極的に取得できるよう、制度内容の周知・啓発を図る。			仕事と家庭の両立支援に関する研修の実施やハンドブックの配付等により、職員への周知を図る。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
理解度	理解度＝理解できた・ほぼ理解できたの回答者数／アンケート回答者数×100	86%	100%	100%	100%	100%	100%

基本目標 II 男女が輝き活躍できるまちづくり
 施策の方針 4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
 施策の方向 (2) 家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進

 越谷市女性活躍推進計画関係事業
 越谷市DV対策基本計画関係事業
 越谷市困難女性支援基本計画関係事業

38	事業名	男性視点で考える男女共同参画推進のための講座等の実施	女活	所管課所	男女共同参画支援センター		
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
職場や家庭における男女の固定的役割分担の弊害に気づき、男女共同参画が男性にとってもプラスであることの理解を深める。			男性対象または男性視点で考える男女共同参画に関する講座等を行う。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
満足度	満足度＝満足・ほぼ満足の回答者数／アンケート回答者数×100	92%	90%	90%	90%	90%	90%
39	事業名	育児・介護等と仕事の両立支援のための講座等の実施	女活	所管課所	男女共同参画支援センター		
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
仕事と育児・介護等の両立に関する意識啓発を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。			働きながら子育てや介護等を両立することに関する講座等を行う。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
満足度	満足度＝満足・ほぼ満足の回答者数／アンケート回答者数×100	94%	90%	90%	90%	90%	90%
40	事業名	育児期の女性の就労継続を支援する講座等の開催	女活	所管課所	男女共同参画支援センター		
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
育児期の女性が就業継続を選択できるよう、知識の普及、意識啓発を図る。			妊娠・出産・育児期の女性が仕事を継続するために、具体的に役立つ知識やスキルを習得できる講座等を開催する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
満足度	満足度＝満足・ほぼ満足の回答者数／アンケート回答者数×100	100%	90%	90%	90%	90%	90%
41	事業名	障がい者介護支援	女活	困難	所管課所	障害福祉課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
介護者の負担軽減を図ることで、介護と就労等の両立を支援する。			在宅の心身障害者の地域生活を支援するため、一時預かり・派遣による介護サービス・外出援助等を実施する登録サービス提供団体に補助金を交付する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
サービス提供事業者数	生活サポート事業の充実のため、サービス提供登録事業者の数。目標値の設定は、事業の内容からなじまない。	26事業所	-	-	-	-	-

基本目標 II 男女が輝き活躍できるまちづくり
 施策の方針 4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
 施策の方向 (2) 家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進

女 越谷市女性活躍推進計画関係事業
 活 越谷市DV対策基本計画関係事業
 困 越谷市困難女性支援基本計画関係事業
 難

42	事業名	障がい児介護支援	女活	困難	所管課所	こども福祉課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
介護者の負担軽減を図ることで、介護と就労等の両立を支援する。			一時預かり・派遣による介護サービス・外出援助等、障がい児支援に関する給付を行い、在宅の心身障害児の地域生活を支援する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
利用時間数(延べ)	生活サポート事業の利用登録者が当該年度内で事業を利用した延べ利用時間数。目標値の設定は、事業の内容からなじまない。	10,756時間	-	-	-	-	-
43	事業名	高齢者介護支援	女活	困難	所管課所	地域包括ケア課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
介護者の負担軽減を図ることで、介護と就労等の両立を支援する。			日常生活に支援を要する介護保険認定対象外の高齢者の介護を行う者が、疾病その他の理由により、居宅において介護が一時的に困難となった場合に、特別養護老人ホーム等の施設で短期宿泊できるよう必要な支援を行う。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
利用日数(延べ)	短期宿泊サービスを利用した延べ利用日数。事業の性質上、利用件数は年度によって変動があることから、目標値の設定は、事業の内容からなじまない。	50日	-	-	-	-	-
44	事業名	父親サロンの開催	女活	困難	所管課所	こども政策課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
男性の子育て等への関わりを促進するための支援を行う。			子育てサロンにおいて、父親のための相談や子育てに関する情報提供、交流の場を提供することにより、男性の子育てへの関わりを促進する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
参加人数(延べ)	父親サロンに参加した人数	261人	300人	300人	300人	300人	300人
45	事業名	一時預かりの実施	女活	困難	所管課所	保育支援課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
市民の育児と就労等(就職活動、通院、リフレッシュ等)との両立を支援する。			保育ステーション及び地域子育て支援センターにおいて、一時預かりを実施する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
利用可能な児童数(延べ)	保育ステーション及び地域子育て支援センターにおいて、年間で利用可能な児童数の延べ人数	36,400人	37,450人	37,450人	37,450人	37,450人	37,450人

基本目標 II 男女が輝き活躍できるまちづくり
 施策の方針 4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
 施策の方向 (2) 家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進

女 越谷市女性活躍推進計画関係事業
 活 DV 越谷市DV対策基本計画関係事業
 困 越谷市困難女性支援基本計画関係事業

46	事業名	保育所運営(市立)	女活	困難	所管課所	保育施設課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
適正な保育所の運営を通じて、良質で適切な保育サービスを提供することで、市民の育児と就労等の両立を支援する。			市立保育所において良質かつ適切な保育サービスの提供に努めるとともに、多様な保育ニーズに応えられるよう、適正な保育所運営に努める。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
保育所(市立)の定員	市立保育所における受け入れ可能(通常保育時間)な児童数	2,050人	2,038人	2,038人	2,038人	2,038人	2,038人
47	事業名	延長保育の実施	女活	困難	所管課所	保育支援課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
就労等により保育時間を延長して預かることで、市民の育児と就労等との両立を支援する。			就労形態の多様化や通勤時間に即した保護者のニーズに適切に対応するため、延長保育を実施する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
利用可能な児童数(延べ)	通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育所(園)等での保育時間を延長して受け入れ可能な児童数	6,142人	6,202人	6,202人	6,202人	6,202人	6,202人
48	事業名	病児等保育の実施	女活	困難	所管課所	保育支援課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
児童が発熱など突発的に病気となった場合、看護師等が一時的に保育を行うことで、市民の育児と就労等との両立を支援する。			病気で患中又は回復期にある生後3ヶ月から小学校3年生までの乳幼児・児童を一時的に保育する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
利用可能な児童数(延べ)	病気で患中又は回復期にある乳幼児・児童を一時的、緊急的に受け入れ可能な児童数	2,700人	4,100人	4,100人	4,100人	4,100人	4,100人
49	事業名	保育所(園)入所(園)事業(私立等)	女活	困難	所管課所	保育支援課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
民間保育施設(私立保育園、認定こども園、施設型給付を受ける幼稚園、地域型保育事業所)及び市外の保育施設での保育を実施することで、市民の育児と就労等との両立を支援する。			多様化する保育需要に対応するため、民間施設の開設や運営にあたって補助金などの助成を行い、定員の増加を図り、かつ市内の民間保育施設及び市外の保育施設の保育の実施を委託する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
市内保育施設(私立等)の定員	私立保育所、認定こども園、地域型保育事業及び新制度幼稚園の定員数	5,288人	5,518人	5,518人	5,518人	5,518人	5,518人

基本目標 II 男女が輝き活躍できるまちづくり
 施策の方針 4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
 施策の方向 (2) 家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進

女	越谷市女性活躍推進計画関係事業
D	越谷市DV対策基本計画関係事業
困	越谷市困難女性支援基本計画関係事業

50	事業名	学童保育室運営	女活	困難	所管課所	保育施設課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
保護者が日中家庭にいない小学校児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、市民の育児と就労等との両立を支援する。			保護者が就労等により日中家庭にいない小学校児童に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、指導員による学童保育を運営する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
公立学童保育室入室児童定員	学童保育室における受け入れ可能な児童数	3,479人	3,719人	3,854人	3,854人	3,854人	3,854人
51	事業名	父親を対象とした子育て講座の開催	女活		所管課所	児童館コスモス	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
父親に、育児の参画を促進するための意識啓発を図る。			父親を対象とした子育て講座を開催する。(両親での参加も可)				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
実施回数	パパママを対象とした子育てに関する講座の実施回数	19回	20回	20回	20回	20回	20回
52	事業名	父親を対象とした子育て講座の開催	女活		所管課所	児童館ヒマワリ	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
父親に、育児の参画を促進するための意識啓発を図る。			父親を対象とした子育て講座を開催する。(両親での参加も可)				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
実施回数	パパママを対象とした子育てに関する講座の実施回数	25回	25回	25回	25回	25回	25回
53	事業名	両親学級の開催	女活		所管課所	こども家庭センター	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
妊婦とその配偶者に、育児の参画を促進するための意識啓発を図る。			新生児の保育の講義や沐浴実習など、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を両親で習得するための講座を開催する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
満足度	満足度＝満足・ほぼ満足の回答者数／アンケート回答者数×100	90.6%	90%	90%	90%	90%	90%

基本目標 II 男女が輝き活躍できるまちづくり
 施策の方針 4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
 施策の方向 (2) 家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進

女	越谷市女性活躍推進計画関係事業
D	越谷市DV対策基本計画関係事業
男	越谷市困難女性支援基本計画関係事業




54	事業名	男性の生活自立能力開発のための講座の開催	女活	所管課所	健康づくり推進課		
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
男性の家事などの生活能力向上を促し、家庭内の固定的性別役割分担の見直しを図る。			男性を対象に、調理技術や栄養知識などを学ぶための講座を開催する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
満足度	満足度 = 満足・ほぼ満足の回答者数 / アンケート回答者数 × 100	100%	90%	90%	90%	90%	90%

基本目標 Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり
 施策の方針 5 地域社会における男女共同参画の推進
 施策の方向 (1) 男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の推進

女	越谷市女性活躍推進計画関係事業
D	越谷市DV対策基本計画関係事業
困	越谷市困難女性支援基本計画関係事業




55	事業名	民生委員・児童委員等への意識啓発	困	所管課所	福祉総務課		
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
民生委員・児童委員等に男女共同参画への意識啓発を図る。			民生委員・児童委員等に対し、男女共同参画の促進のための情報提供を行う。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
情報提供回数	男女共同参画の促進や困難女性支援に関する講座、研修等について、定例会や部会等の会議において資料を提供し周知を行う。	3回	5回	5回	5回	5回	5回
56	事業名	ファミリーサポートセンター事業の充実	困	所管課所	こども政策課		
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
地域社会において、市民の育児と他の活動との両立を支援する。			子育ての援助を受けたい方・行いたい方を地域でコーディネートするファミリーサポートセンターを運営するとともに、病児・緊急対応強化事業として、緊急サポートセンター事業を実施する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
提供会員数	提供会員数を増やすことで事業の充実を図る。 ※提供会員数については、ファミリーサポートセンター分についてのみ計上	211人	300人	300人	300人	300人	300人

基本目標 Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり
 施策の方針 5 地域社会における男女共同参画の推進
 施策の方向 (2) 男女共同参画の推進を踏まえた地域防災の推進

 越谷市女性活躍推進計画関係事業
 越谷市DV対策基本計画関係事業
 越谷市困難女性支援基本計画関係事業




57	事業名	防災活動における男女共同参画の啓発	女活	所管課所	男女共同参画支援センター		
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
防災分野における男女共同参画に関する意識啓発を行い、地域防災力の向上を図る。			男女共同参画の視点を踏まえた防災に関する講座等を実施する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
満足度	満足度＝満足・ほぼ満足の回答者数／アンケート回答者数×100	97.5%	90%	90%	90%	90%	90%
58	事業名	防災活動における女性の参画促進	女活	所管課所	危機管理室		
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
男女共同参画の視点を踏まえた防災訓練を実施することで、災害時における男女の人権の尊重と、防災分野の方針決定過程への女性参画推進を図る。			市が主催する地域の防災訓練において、女性の参加を促す。訓練に参加する事業者や自治会に対して、女性の参加について働きかけを行う。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
防災訓練の女性の参加割合	総合防災訓練における女性参加者の割合。	20%	20%	20%	20%	20%	20%
59	事業名	防災備蓄品における女性への配慮	困難	所管課所	危機管理室		
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
被災時における男女のニーズの違いを把握し、備蓄品について女性への配慮を行うことで良好な避難生活を提供する。			特に女性が必要と思われる用品を備蓄品として確保する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
主な女性向け用品の備蓄率	主な女性向け用品の各目標備蓄数量に対する備蓄数量 (主な女性向け用品:生理用品、サニタリー袋、簡易間仕切り)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
60	事業名	女性消防団員の防災活動	女活	所管課所	警防課		
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
大規模災害等が発生し、避難所を開設した際、女性消防団員が運営の補助にあたり、避難者のニーズに沿った対応を行う。			避難所の運営に関する訓練や研修に女性消防団員が参加し、知識・技術を身に着ける。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
訓練や研修に参加した女性消防団員の割合	避難所運営に必要な訓練や研修に参加し、一定の知識・技術を身に着けた女性消防団員の割合。	100%	100%	100%	100%	100%	100%

基本目標 Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり
 施策の方針 5 地域社会における男女共同参画の推進
 施策の方向 (3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

 越谷市女性活躍推進計画関係事業
 越谷市DV対策基本計画関係事業
 越谷市困難女性支援基本計画関係事業

61	事業名	困難を抱える女性を支援するための講座等の実施	困難	所管課所	男女共同参画支援センター		
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
さまざまな困難を抱えた女性の自立を促すための支援を行う。			さまざまな困難を抱えた女性が長期的展望をもち生活できるように支援する講座等を実施する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
満足度	満足度 = 満足・ほぼ満足の回答者数 / アンケート回答者数 × 100	100%	90%	90%	90%	90%	90%
62	事業名	外国人市民のための情報提供	DV	困難	所管課所	市民活動支援課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
外国人市民のために庁内での通訳や、行政資料の多言語翻訳など自立を促すための支援を行う。			外国人のDV相談などに通訳を派遣するとともに、子育てや福祉など、必要な行政資料を多言語に翻訳して情報提供を行う。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
支援件数(延べ)	通訳実績数、翻訳実績数、遠隔通訳サービス実績、外国人相談窓口実績	664件	700件	700件	700件	700件	700件
63	事業名	生活困窮者自立支援制度による支援	DV	困難	所管課所	生活福祉課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
生活困窮者に対し、自立のための支援を行う。			生活困窮による自立の過程で、生活困窮者自立支援制度に基づく事業(自立相談支援事業、住居確保給付金、就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業、子どもの学習・生活支援事業)等による支援を行う。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
自立相談事業により自立に向け改善した割合	自立相談支援事業により自立に向けた改善が見られた割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%
64	事業名	障がい者福祉制度による支援	困難	所管課所	障害福祉課		
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
障がい者に対し、自立のための支援を行う。			障がい者の自立の過程で、必要な場合には障害福祉サービス等(介護給付・訓練等給付)による支援を行う。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
居室数	障がい者が地域で自立した生活をするにあたり、住まいの場となるグループホームの整備を推進する。目標値の設定は、事業の内容からなさない。	579室	-	-	-	-	-

基本目標 Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり
 施策の方針 5 地域社会における男女共同参画の推進
 施策の方向 (3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

 越谷市女性活躍推進計画関係事業
 越谷市DV対策基本計画関係事業
 越谷市困難女性支援基本計画関係事業

65	事業名	介護(予防)サービス事業の実施			困難	所管課所	介護保険課							
男女共同参画の視点からの事業目的						手段								
介護保険サービスの提供により介護を必要とする人や家族の負担を軽減する。						要介護及び要支援者が、介護を必要とする程度に応じて利用した介護(予防)サービスの費用を介護保険から給付する。								
指標	指標の説明					令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標			
介護(予防)サービス利用者率	介護(予防)サービス利用者数/65歳以上高齢者数×100 目標値の設定は、事業の内容からなじまない。					16.4%	-	-	-	-	-			
66	事業名	介護保険に関する情報提供				困難	所管課所	介護保険課						
男女共同参画の視点からの事業目的						手段								
介護保険制度の周知を図り、介護保険サービス利用を促進する。						介護保険パンフレット「あんしん介護保険」を所定場所に配架及び説明会等において配布を行う。同パンフレットをもとに、市ホームページにアクセスすることで、より介護保険制度の周知を図る。								
指標	指標の説明					令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標			
説明会等の回数	市内各種団体などを対象とした説明会等において、介護保険パンフレット「あんしん介護保険」を配布し、丁寧な説明を行っていく。					2回	5回	5回	5回	5回	5回			
67	事業名	母子生活支援施設への入所				困難	所管課所	こども家庭センター						
男女共同参画の視点からの事業目的						手段								
児童の養育に困難を抱える母子世帯からの相談に応じ、保護及び生活支援を実施する。						児童の養育に困難を抱える母子世帯からの相談を受け、必要に応じて母子生活支援施設への入所などの支援を行う。								
指標	指標の説明					令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標			
相談・入所件数(延べ)	相談により母子生活支援施設へ入所した数。目標値の設定は、事業の内容からなじまない。					1件	-	-	-	-	-			
68	事業名	母子家庭等の就労支援				困難	所管課所	こども福祉課						
男女共同参画の視点からの事業目的						手段								
母子及び父子家庭の母親及び父親の就労を支援する。						母子及び父子家庭の母親及び父親の就労に結びつくような情報の提供に努めるとともに、就労に有効な資格の取得を支援するため、母子自立支援員の面接を通し、教育訓練給付金などの支給を行う。								
指標	指標の説明					令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標			
支給件数	就労に有効な資格の取得を支援するため、教育訓練給付金などの支給を行った数。目標値の設定は、事業の内容からなじまない。					8件	-	-	-	-	-			

基本目標 Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり
 施策の方針 5 地域社会における男女共同参画の推進
 施策の方向 (3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

女 性	越谷市女性活躍推進計画関係事業
D V	越谷市DV対策基本計画関係事業
困 難	越谷市困難女性支援基本計画関係事業




69	事業名	母子家庭等の生活支援		困難	所管課所	こども福祉課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のための支援を行う。			母子家庭等に対して、福祉資金の貸付(生活資金、就学支度資金、修学資金、修業資金、就職支度資金等)を行う。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
貸付件数	母子家庭等に対して、福祉資金の貸付を行った数。 目標値の設定は、事業の内容からなじまない。	4件	-	-	-	-	-

基本目標 Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり
 施策の方針 6 生涯を通じた心身の健康づくり
 施策の方向 (1) 男女の性と人権尊重の理解の推進

越谷市女性活躍推進計画関係事業
 越谷市DV対策基本計画関係事業
 越谷市困難女性支援基本計画関係事業




70	事業名	性と生殖に関する健康と権利についての講座等の開催	困難	所管課所	男女共同参画支援センター		
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
市民に、性と生殖に関する健康と権利についての意識の普及・啓発を図る。			性と生殖に関する健康と権利についての講座等を開催する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
満足度	満足度＝満足・ほぼ満足の回答者数／アンケート回答者数×100	100%	90%	90%	90%	90%	90%
71	事業名	生涯を通じた女性の健康に関する講座の開催	困難	所管課所	健康づくり推進課		
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
市民に、生涯を通じた女性の健康に対する意識の普及・啓発を図る。			生涯を通じた女性の健康に関する講座を開催する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
理解度	理解度＝生活習慣の見直し(思う・やや思う)の回答者数／アンケート回答者数×100	100%	90%	90%	90%	90%	90%
72	事業名	女性特有の疾病の予防・啓発(乳がん)	困難	所管課所	健康づくり推進課		
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
妊娠・出産等、男性とは異なる身体機能に由来する女性の健康上の問題についての適切な対応を図る。			乳がん検診を実施する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
受診率	受診率＝前年度の受診者数＋当該年度の受診者数－前年度及び当該年度2年連続受診者数／当該年度の対象者数×100	10.4%	11.5%	12%	12.5%	13%	13.5%
73	事業名	女性特有の疾病の予防・啓発(子宮頸がん)	困難	所管課所	健康づくり推進課		
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
妊娠・出産等、男性とは異なる身体機能に由来する女性の健康上の問題についての適切な対応を図る。			子宮頸がん検診を実施する。 ※子宮頸がん検診受診者のうち、医師の判断で必要と認められた方に子宮体部がん検査を実施する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
受診率	受診率＝受診者数／対象者数(20歳以上の女性)×100	7.4%	7.8%	8%	8.2%	8.4%	8.6%

基本目標 Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり
 施策の方針 6 生涯を通じた心身の健康づくり
 施策の方向 (1) 男女の性と人権尊重の理解の推進

 越谷市女性活躍推進計画関係事業
 越谷市DV対策基本計画関係事業
 越谷市困難女性支援基本計画関係事業

74	事業名	男性特有の疾病の予防・啓発(前立腺がん)			所管課所	健康づくり推進課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
女性と異なる身体機能に由来する男性の健康上の問題についての適切な対応を図る。			前立腺がん検診を実施する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
受診率	受診率=受診者数/対象者数(年度年齢50.55.60.65.70.75歳の男性)×100	8.3%	8.6%	8.8%	9%	9.2%	9.4%
75	事業名	思春期保健講座の開催			困難	所管課所	こども家庭センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
市内の小中学生に、男女の性の違いや命の大切さについての認識を促すとともに、お互いに尊重し合う意識の啓発を図る。			思春期の性や命の大切さに関する講座を開催する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
理解度	理解度=理解できた・ほぼ理解できたの回答者数/アンケート回答者数×100	99.5%	90%	90%	90%	90%	90%

基本目標 Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり
 施策の方針 6 生涯を通じた心身の健康づくり
 施策の方向 (2) ことろからだの相談等の充実

 越谷市女性活躍推進計画関係事業
 越谷市DV対策基本計画関係事業
 越谷市困難女性支援基本計画関係事業




76	事業名	女性相談の実施	DV	困難	所管課所	人権・男女共同参画推進課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
誰もが生涯を通じて心身ともに健康で安心して暮らすことができるよう、ジェンダーの視点に基づいた相談体制の充実を図る。			女性の生き方やパートナーに関する悩みの解決を支援するために、専門のカウンセラーが、電話相談及び面接によるカウンセリングを行う。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
電話・面接相談件数(延べ)	女性のなやみ相談の件数 相談件数を増やすことが目的ではないため、目標値の設定はなじまない。	473件	-	-	-	-	-
77	事業名	男性相談の実施			所管課所	人権・男女共同参画推進課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
誰もが生涯を通じて心身ともに健康で安心して暮らすことができるよう、ジェンダーの視点に基づいた相談体制の充実を図る。			男性からの仕事、家庭、人間関係等様々な悩みの解決を支援するため、専門のカウンセラーによる電話相談を受ける。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
相談件数(延べ)	男性のなやみ相談の件数 相談件数を増やすことが目的ではないため、目標値の設定はなじまない。	1件	-	-	-	-	-
78	事業名	女性のための法律相談の実施	DV	困難	所管課所	人権・男女共同参画推進課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
法律上の相談を要した際に、弁護士による相談を行い、誰もが生涯を通じて心身ともに健康で安心して暮らすことができるよう支援する。			女性の弁護士が離婚や職場でのセクシュアル・ハラスメントなどの法律上の問題について面接相談を受ける。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
相談件数(延べ)	女性のための法律相談の件数 相談件数を増やすことが目的ではないため、目標値の設定はなじまない。	22件	-	-	-	-	-
79	事業名	人権相談の実施		困難	所管課所	人権・男女共同参画推進課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
人権に関する悩み等に対し、援助及び救済を行うことで、基本的人権の擁護を図る。			定期的に人権相談ができる日を設け、人権問題に関する問題解決ができるよう助言等を行う。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
開設回数	毎月第1・3木曜日、人権擁護委員の日及び人権週間に相談日を設け、人権擁護委員による人権相談を行う。	25回	25回	25回	25回	25回	25回

基本目標 Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり
 施策の方針 6 生涯を通じた心身の健康づくり
 施策の方向 (2) ところとからだの相談等の充実

女	越谷市女性活躍推進計画関係事業
D	越谷市DV対策基本計画関係事業
困	越谷市困難女性支援基本計画関係事業

80	事業名	精神保健福祉相談の実施	困	所管課所	こころの健康支援室		
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
性同一性障害(性別不台)等から派生する精神疾患や社会生活上の生きづらさを解消するために、保健・医療・福祉の視点からのサポートを行う。			電話相談や来所相談、家庭訪問、同行支援等、本人の意思を尊重したサポートを行う。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
相談・支援件数(延べ)	精神保健福祉相談の件数 相談件数を増やすことが目的ではないため、目標値の設定はなじまない。	6,868件	-	-	-	-	-
81	事業名	自殺予防普及啓発の実施	困	所管課所	こころの健康支援室		
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
市民に対して自殺対策に関連する正しい知識の普及啓発を行い、自殺予防に繋げる。			自殺予防週間や自殺対策強化月間等に合わせ、駅頭キャンペーン等で啓発物の配布を行う。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
実施回数	駅頭キャンペーン等により啓発物の配布を行った回数	3回	3回	3回	3回	3回	3回

基本目標 IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶
 施策の方針 7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
 施策の方向 (1) 啓発活動の推進

 越谷市女性活躍推進計画関係事業
 越谷市DV対策基本計画関係事業
 越谷市困難女性支援基本計画関係事業

82	事業名	デートDV防止に関する講座等の実施	DV	困難	所管課所	男女共同参画支援センター	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
若年者にデートDV防止のための意識啓発を図る。			デートDV防止のための講座等を実施する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
実施回数	講座、パネル展等の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
83	事業名	デートDV防止の啓発	DV	困難	所管課所	人権・男女共同参画推進課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
若年者にデートDV防止のための意識啓発を図る。			デートDV防止についての啓発資料を市内の大学に配付するとともに二十歳のつとこの参加者に配付する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
配付回数	若年層への配付回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
84	事業名	市民を対象としたDV防止に関する講座の実施	DV	困難	所管課所	人権・男女共同参画推進課 男女共同参画支援センター	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
市民にDV防止に関する意識啓発を図る。			DV防止の意識啓発のための講座等を開催する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
満足度	満足度＝満足・ほぼ満足の回答者数／アンケート回答者数×100	100%	90%	90%	90%	90%	90%
85	事業名	広報紙及びホームページによるDV防止の啓発	DV	困難	所管課所	人権・男女共同参画推進課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
市民にDV防止に関する意識啓発を図る。			ホームページにDV防止に関する情報を掲載する。また「女性に対する暴力をなくす運動」の期間(11月12日～11月25日)に合わせて、広報紙にDV防止に関する記事を掲載する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
広報紙等への掲載回数	ホームページにDV防止の情報を掲載し、随時更新する。広報紙では年1回、DV防止の意識啓発の記事を掲載する。	2回	2回	2回	2回	2回	2回

基本目標 IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶
 施策の方針 7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
 施策の方向 (1) 啓発活動の推進

女 性	越谷市女性活躍推進計画関係事業
D V	越谷市DV対策基本計画関係事業
困 難	越谷市困難女性支援基本計画関係事業

86	事業名	DV・児童虐待発見のための保健医療従事者に対する意識啓発	D V	困難	所管課所	庶務課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
保健医療従事者への意識啓発を行い、DV・児童虐待の早期発見を促す。			研修会やチラシ・パンフレット等の配布により、意識啓発を行う。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
理解度	理解度＝理解できた・ほぼ理解できたの回答者数／アンケート回答者数×100	80%	100%	100%	100%	100%	100%

基本目標 IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶
 施策の方針 7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
 施策の方向 (2) 相談支援体制の充実と被害者の安全確保

女	越谷市女性活躍推進計画関係事業
D	越谷市DV対策基本計画関係事業
困	越谷市困難女性支援基本計画関係事業

87	事業名	DV相談窓口の周知	D	困難	所管課所	人権・男女共同参画推進課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
市民にDV相談窓口の周知を図る。			広報こしがやに相談窓口情報を掲載するほか、市内公共施設などに相談窓口案内のカードやリーフレットを設置する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
施設数	相談窓口案内カード等を設置する施設数	112か所	130か所	130か所	130か所	130か所	130か所

88	事業名	DV相談の実施	D	困難	所管課所	人権・男女共同参画推進課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
DV相談の相談体制を充実させ、DV被害者の安全の確保とその後の自立に向けた情報提供を行うなど、DV被害者への支援を行う。			女性・DV相談支援センターの専門のカウンセラーが電話や面接によりDV被害についての相談を受ける。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
電話・面接相談件数(延べ)	DV相談の件数 相談件数を増やすことが目的ではないため、目標値の設定はなじまない。	369件	-	-	-	-	-

89	事業名	DVに関する法律相談の実施	D	困難	所管課所	人権・男女共同参画推進課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
DV被害者が、法律上の相談を要した際に、弁護士による相談を行い、自立に向けた支援を行う。			女性の弁護士がDV被害における法律上の相談を受ける。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
相談件数(延べ)	DVに関する法律相談の件数 相談件数を増やすことが目的ではないため、目標値の設定はなじまない。	18件	-	-	-	-	-

90	事業名	女性の保護・支援	D	困難	所管課所	こども家庭センター	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
暴力の被害を受けているなど、深刻な状況にある女性に対し、安全の確保・支援を行う。			関係機関と連携を図りながら危険な状況にある被害者(女性)の保護を行う。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
保護件数	埼玉県男女共同参画推進センターへの一時保護の措置を行った件数 件数を増やすことが目的ではないため、目標値の設定はなじまない。	1件	-	-	-	-	-

基本目標 IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶
 施策の方針 7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
 施策の方向 (3) 自立に向けた支援体制の充実

女	越谷市女性活躍推進計画関係事業
D	越谷市DV対策基本計画関係事業
困	越谷市困難女性支援基本計画関係事業

91	事業名	DV	困難	所管課所	人権・男女共同参画推進課		
男女共同参画の視点からの事業目的		手段					
DV被害者等に、自立のための支援を行う。		DV被害者等が各種手続きを行うための窓口や裁判所等へ行く場合の同行支援を行う。					
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
同行支援件数(延べ)	DV・女性相談から同行支援を行った件数 件数を増やすことが目的ではないため、目標値の設定はなじまない。	19件	-	-	-	-	-
92	事業名	DV	困難	所管課所	危機管理室		
男女共同参画の視点からの事業目的		手段					
犯罪被害者等に、自立のための支援を行う。		犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行い、相談を受ける。					
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
相談件数	犯罪被害者等からの相談件数 件数を増やすことが目的ではないため、目標値の設定はなじまない。	2件	-	-	-	-	-
93	事業名	DV	困難	所管課所	市民課		
男女共同参画の視点からの事業目的		手段					
DV被害者等の自立のために支援を行う。		DV被害者等の自立を図るため、加害者からの住所地探索を目的とした住民票の写しや戸籍の附票の写しの請求に応じない措置を行う。					
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
支援措置登録件数	支援措置を行った件数 件数を増やすことが目的ではないため、目標値の設定はなじまない。	374件	-	-	-	-	-

基本目標 IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶
 施策の方針 7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
 施策の方向 (4) 関係機関との連携強化

女	越谷市女性活躍推進計画関係事業
D	越谷市DV対策基本計画関係事業
困	越谷市困難女性支援基本計画関係事業

94	事業名	二次的被害防止のための職員研修の実施	D	困	所管課所	人権・男女共同参画推進課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
市の職員に、DV被害者への二次的被害防止のための意識啓発及び知識習得を図る。			DV被害者への二次的被害防止のため、全職員を対象に階層別(新採用職員、新主幹級職員、管理職員)研修を行うとともに、職務関係者を対象とした研修を行う。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
理解度	職務関係者研修の理解度 理解度＝理解した・ほぼ理解したと回答した人数／アンケート回答人数×100	95%	100%	100%	100%	100%	100%

95	事業名	相談員の資質向上のための研修等の参加	D	困	所管課所	人権・男女共同参画推進課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
DV相談を行う相談員の資質向上を図り、相談体制を充実させる。			相談員の資質向上を図るため、研修等に参加する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
参加回数	相談員の資質向上のため、相談員連絡会議等に参加した回数	3回	3回	3回	3回	3回	3回

96	事業名	DV被害者支援のための情報連携	D	困	所管課所	人権・男女共同参画推進課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
DV被害者への二次的被害防止及びDV被害者支援のために、DV被害者支援に携わる市の職員及び関係各課の連携強化を図る。			DV被害者支援に携わる関係各課の相談記録等を活用する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
情報連携件数	DV被害者支援のための情報連携を行った件数 件数を増やすことが目的ではないため、目標値の設定はなじまない。	30件	-	-	-	-	-

97	事業名	庁内の連携強化	D	困	所管課所	人権・男女共同参画推進課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
DV被害者支援のために、DV被害者支援に携わる市の職員及び関係各課の連携強化を図る。			庁内の推進体制である男女共同参画行政推進会議のDV被害者支援専門部会において、情報交換を行う。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
開催回数	DV被害者支援専門部会の開催回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回

基本目標 IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶
 施策の方針 7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
 施策の方向 (4) 関係機関との連携強化

女性	越谷市女性活躍推進計画関係事業
DV	越谷市DV対策基本計画関係事業
困難	越谷市困難女性支援基本計画関係事業

98	事業名	関係機関との連携強化	DV	困難	所管課所	人権・男女共同参画推進課	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
DV被害者支援のために、DV被害者支援に携わる関係機関との連携強化を図る。			DV被害者支援の過程で、関係機関との連携を行うこともあるため、庁外の関係機関との交流の場である会議に参加し、連携の強化に努める。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
参加回数	DV被害者支援に携わる関係機関との協議会に参加した回数	16回	5回	5回	5回	5回	5回
99	事業名	県主催のDV被害者支援研修の受講	DV	困難	所管課所	こども家庭センター	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
DV被害者支援に携わるケースワーカーに、DV被害者への二次的被害防止及び資質向上のための意識啓発並びに知識習得を図る。			ケースワーカーの資質向上のため、県主催のDV被害者支援に関する研修を受講する。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
受講回数	県主催のDV被害者支援に関する研修への受講回数	2回	1回	1回	1回	1回	1回
100	事業名	DV防止対策と児童虐待防止対策との連携強化	DV	困難	所管課所	こども家庭センター	
男女共同参画の視点からの事業目的			手段				
DV被害者の問題解決や自立支援に向けて適切な対応や二次的被害の防止を図る。			要保護児童対策地域協議会において、女性・DV相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)等の関係機関とDV防止と児童虐待防止の双方の対策を講じる。				
指標	指標の説明	令和6年度実績	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標	令和12年度目標
開催回数	要保護児童対策地域協議会を開催した回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回

参 考 资 料

越谷市男女共同参画推進条例

平成17年3月31日
条例第9号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本的施策（第10条—22条）

第3章 越谷市男女共同参画推進委員会（第23条—27条）

第4章 苦情処理（第28条）

第5章 雑則（第29条）

前文

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。そして、男女平等の実現に向けて、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准するとともに、男女共同参画社会基本法などの法整備や種々の取組が進められています。

越谷市は、首都圏に位置しながら、水と緑と太陽に恵まれた自然豊かなまちとして発展してきました。まちづくりにおいては、だれもが平等で平和な生活を送ることができる人間尊重を基本とし、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に展開してきました。

しかし、性別による固定的な役割分担等の意識と、それに基づく社会の制度や慣行は、依然として根深く残されています。さまざまな分野における男女の参画の不平等、出産や子育て期に低下する女性の労働力率など、いまだ解決しなければならない多くの課題があります。

これらを踏まえ、人間尊重のまちづくりをさらに進めていく上で、一人ひとりの男女が、性別にかかわらず、個人として尊重されるとともに責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成が今後重要です。

ここに、越谷市は、男女平等を前提とする男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者と市が協働し、男女共同参画をより一層推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、越谷市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者と教育に携わる者等の責務を明らかにするとともに、その他必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、個人として尊重されるとともに、その個性と能力を十分に発揮することができる機会が確保されることにより、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）において、対等に活動し、責任を分かち合うことをいう。
- (2) 市民 市内において、住み、働き、学び、又は活動す

る個人や団体をいう。

- (3) 事業者 市内で事業を行う個人や法人その他の団体で、その事業における従事者を使用するものをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、経済的、言語的な暴力をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感や不利益を与えたり、相手の生活環境を害することをいう。
- (6) 積極的格差是正措置 あらゆる分野における活動において、男女間の参画の機会に格差を是正するために、必要な範囲で、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次の事項を基本理念として、行われなければならない。

- (1) 次の事項をはじめとする男女の人権が尊重されること。
 - ア 男女の個人としての尊厳が重んぜられること。
 - イ 男女が個人として個性と能力を発揮する機会が等しく確保されること。
 - ウ 男女が性別による差別的取扱い（直接的であるか間接的であるかを問わないあらゆる差別的取扱いをいう。以下同じ。）を受けないこと。
 - エ あらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力やセクシュアル・ハラスメントが根絶されること。
 - オ 生涯を通じて、男女が互いの性を理解し合い、健康な生活を営む権利が確保されるとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関して、女性の身体的機能に配慮し、女性の自己決定が尊重されること（以下これらを「性と生殖に関する健康と権利の尊重」という。）。
- (2) 性別による固定的な役割分担等の意識に基づく社会の制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 市その他あらゆる分野における政策や方針の立案と決定の過程に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に共同して参画することができるようにすること。
- (5) 男女共同参画社会の実現に果たす教育の役割の重要性を考慮し、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- (6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを踏まえ、国際的な動向への考慮と協働が行われること。
- (7) 市、市民と事業者が、男女共同参画の推進に関する自らの責務を自覚し、あらゆる分野において主体的にその

役割を果たすとともに、相互の創意工夫による協働が行われること。

(市の責務)

第4条 市は、あらゆる分野における男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、次の事項に取り組むものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置と、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を妨げる要因の解消を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施すること。
- (2) 男女共同参画を推進するために必要な体制の整備、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めること。
- (3) 男女共同参画を推進するに当たっては、市民、事業者、国、県その他関係団体と連携し、協力を図ること。
- (4) 市自らの組織運営において、率先して男女共同参画を推進すること。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画の推進に関する理解を深め、あらゆる分野において、基本理念に配慮し、次の事項に取り組むものとする。

- (1) 自ら積極的に男女共同参画を推進するよう努めること。
- (2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めること。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画の推進に関する理解を深め、その事業活動において、基本理念に配慮し、かつ、雇用と労働の分野に適用される関係法令の趣旨を踏まえ、次の事項に取り組むものとする。

- (1) 自ら積極的に男女共同参画を推進するよう努めること。
- (2) 男女が職場における活動に参画する機会を等しく確保するとともに、性別による差別的取扱いにより賃金格差が生じている場合は、それを是正するよう努めること。
- (3) 男女が職場における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立することができる職場環境の整備に努めること。
- (4) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めること。

(教育に携わる者等の責務)

第7条 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、男女共同参画の推進に関する理解を深め、その教育を行う過程において、基本理念に配慮するよう努めるものとする。

2 次世代を担う子どもの教育に関しては、あらゆる分野において、男女がともに積極的に参画するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 市、市民と事業者は、あらゆる分野において、次に掲げる性別による権利侵害の行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力
- (3) セクシュアル・ハラスメント

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 市、市民と事業者は、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担や男女

間の暴力等を助長したり連想させる表現又は過度の性的な表現を用いないよう努めるものとする。

2 市、市民と事業者は、提供される情報が男女共同参画の推進を妨げるおそれがあるか否かを適切に判断することができるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、男女共同参画の推進に関する施策の大綱その他必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第23条に定める越谷市男女共同参画推進委員会に意見を求めるものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて基本計画を見直すものとする。

6 第3項と第4項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制)

第11条 市は、市の組織運営において、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するための推進体制を整備するものとする。

(拠点施設)

第12条 越谷市男女共同参画支援センター（越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例（平成13年条例第5号）に基づき設置された施設をいう。）は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民や事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設とする。

(広報活動等)

第13条 市は、市民や事業者の男女共同参画の推進に関する理解を深めるため、広報活動、学習機会の提供その他の措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に定めるもののほか、市民や事業者における男女共同参画の推進が積極的に行われるように、男女共同参画推進週間を設け、推進事業を実施するものとする。

(性別による権利侵害の防止と被害者への対応)

第14条 市は、性別による権利侵害の行為を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、性別による権利侵害の行為により被害を受けた者からの相談を受け、必要に応じて、その者に対し、情報の提供や各種制度の利用あっせん等を行うほか、関係機関と連携して、適切に対応するよう努めるものとする。この場合において、被害者への対応に携わる職務関係者は、その職務を行うに当たり、被害者に対して精神的苦痛等の二次的被害を与えることのないように、被害者の心身の状況や置かれている環境等に十分な配慮をしなければならない。

3 市は、前項に定めるもののほか、ドメスティック・バイオレンスの被害者に対し、関係機関と連携して、適切な保護を行うほか、経済的又は精神的自立のための支援を行うよう努めるものとする。

(性と生殖に関する健康と権利の尊重のための支援)

第15条 市は、性と生殖に関する健康と権利の尊重が適切に図られるように、情報や学習機会の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

(積極的格差是正措置)

第16条 市は、次項と第3項に定めるもののほか、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民や事業者と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、市の政策の立案と決定の過程において、男女の職員が共同して参画する機会の格差が生じている場合は、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、市の審議会等の委員の構成について、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(家庭生活と社会生活における活動の両立支援)

第17条 市は、男女がともに家庭生活と社会生活における活動を両立することができるように、子育てや家族の介護等のための環境整備を進めるとともに、子育て期の女性の就労に対する支援を行うよう努めるものとする。

(自営の商工業や農業における男女共同参画の推進)

第18条 市は、家族経営等による自営の商工業や農業に携わる男女が経営や地域社会に参画する機会を等しく確保することができるように、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

(教育に携わる者に対する研修の実施等)

第19条 市は、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育において、男女共同参画を推進する教育や学習の充実を図るため、教育に携わる者に対する研修の実施や支援を行うよう努めるものとする。

(活動の支援)

第20条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民や事業者との連携を図り、協働するために必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

(調査研究)

第21条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項と男女共同参画の推進を妨げる問題について、調査研究を行うものとする。

2 市は、前項の調査研究を行うに当たっては、必要に応じ、市内における大学等の教育機関と連携し、協力を求めるものとする。

(年次報告)

第22条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 越谷市男女共同参画推進委員会

(設置等)

第23条 男女共同参画の推進に関する市長の附属機関として、越谷市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、市長の求めに応じ、基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議する。

3 委員会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第24条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 男女共同参画の推進に関する活動を行っている団体その他の団体の代表者

(2) 公募による市民

(3) 有識者

(任期)

第25条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長と副会長)

第26条 委員会に会長と副会長を各1人置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときや会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 委員会の会議は、会長が召集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 苦情処理

(苦情処理)

第28条 市長は、男女共同参画の推進に関する市の施策や男女共同参画の推進を妨げると認められる事案に対する苦情について、市民や事業者からの申し出を適切かつ迅速に処理するため、越谷市男女共同参画苦情処理委員を置く。

第5章 雑則

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されているこしがや男女共同参画プランは、第10条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

(越谷市男女共同参画推進審議会設置条例の廃止)

3 越谷市男女共同参画推進審議会設置条例(平成16年条例第6号)は、廃止する。

越谷市男女共同参画推進条例施行規則

平成17年7月1日
規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、越谷市男女共同参画推進条例(平成17年条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情処理委員の定数等)

第2条 条例第28条に規定する越谷市男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)の定数は、3人以内とする。

2 苦情処理委員は、人格が高潔で、男女共同参画の推進に優れた識見を有する者から、市長が委嘱する。

3 苦情処理委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 苦情処理委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

5 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解雇することができる。

(苦情処理委員の職務)

第3条 苦情処理委員は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する市の施策に対する苦情の申し出があった場合において、必要があると認めるときは、施策を行う市の機関に対し説明を求め、その保有する公文書を開覧し、又はその写しの提供を求め、調査すること。この場合において、必要があると認めるときは、市の機関に出席を求めらるものとする。

(2) 前号に規定する調査の結果、必要があると認めるときは、市の機関に是正その他の措置をとるよう助言、意見表明又は勧告(以下「勧告等」という。)を行うこと。

(3) 男女共同参画の推進を妨げると認められる事案に対する苦情の申し出があった場合において、必要があると認めるときは、関係者に対しその協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、調査すること。

(4) 前号に規定する調査の結果、必要があると認めるときは、関係者に助言又は是正の要望(以下「要望等」という。)を行うこと。この場合において、必要があると認めるときは、国その他の関係機関又は関係団体と連絡調整を行うものとする。

2 苦情処理委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。

(秘密の保持)

第4条 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(苦情の申し出)

第5条 条例第28条に規定する苦情の申し出(以下「男女共同参画に関する苦情申し出書(第1号様式)」により行うものとする。

(調査しない申し出等)

第6条 苦情処理委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る男女共同参画に関する苦情申し出については、調査しないものとする。

(1) 現に裁判所において係争中の事項又は既に裁判所において判決等のあった事項

(2) 現に行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定による審査請求を行っている事項又は審査請求に対する裁決を経て確定している事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第17条に規定する紛争の解決の援助の対象となる事項

(4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(5) この規則に基づく苦情処理委員の行為に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員が、調査することについて適当でないとする事項

2 苦情処理委員は、男女共同参画の推進を妨げると認められる事案に対する苦情の申し出があった場合において、その申し出が当該申し出に係る事案があった日から1年を経過した日以降にされたときは、調査しないものとする。ただし、苦情処理委員が、正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(調査しない通知)

第7条 苦情処理委員は、前条の規定により男女共同参画に関する苦情申し出について調査しないときは、調査しない旨及びその理由を、当該申し出をした者に対し、苦情の申し出に係る通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(調査開始の通知等)

第8条 苦情処理委員は、男女共同参画に関する苦情申し出について調査を開始するときは、市の機関又は関係者に対し、その旨を調査開始通知書(第3号様式)により通知するものとする。ただし、相当な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 苦情処理委員は、第3条第1項第1号の規定により市の機関に対し調査を行うとき又は同項第3号の規定により関係者に対し資料の提出及び説明を求めるときは、説明等依頼書(第4号様式)により行うものとする。

(調査結果等の通知等)

第9条 苦情処理委員は、男女共同参画に関する苦情申し出について調査が終了したときは、当該申し出をした者に対し、その結果を速やかに調査結果等通知書(第5号様式)により通知するものとする。この場合において、第3条第1項第2号に規定する勧告等又は同項第4号に規定する要望等を行ったときは、併せてその内容を当該申し出をした者に通知するものとする。

2 苦情処理委員は、男女共同参画に関する苦情申し出について調査が終了した場合において、第3条第1項第2号に規定する勧告等又は同項第4号に規定する要望等を行わないときは、前条第1項の規定により調査開始の通知をした市の機関又は関係者に対し、その結果を速やかに調査終了通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(勧告等の通知)

第10条 苦情処理委員は、第3条第1項第2号の規定により勧告等を行うときは、市の機関に対し、勧告等通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(是正その他の措置の報告)

第11条 苦情処理委員は、前条に規定する勧告等を行ったときは、当該勧告等を行った市の機関に対し、是正その他

の措置について、相当の期限を設け、措置報告書(第8号様式)により報告を求めるものとする。

(要望等の通知)

第12条 苦情処理委員は、第3条第1項第4号に規定する助言を口頭で行った場合において、関係者から当該助言の内容を記載した文書を求められたときは、助言書(第9号様式)により通知するものとする。

2 苦情処理委員は、第3条第1項第4号の規定により是正の要望を行うときは、関係者に対し、是正の要望通知書(第10号様式)により通知するものとする。

(申し出の処理状況等の報告)

第13条 苦情処理委員は、毎年、男女共同参画に関する苦情申し出の処理状況等を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、これを公表するものとする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第10号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。